

ICS システム

インボイス対応

動画テキスト

目次

処理の流れ

1 適格請求書等保存方式の概要 P.1



令和5年10月1日から始まる、適格請求書等保存方式について

2 新規会社登録・修正・削除 P.7



インボイス対応に伴い、会社登録の消費税情報を確認・設定します。

3 科目設定・摘要登録 P.9



科目 / 枝番 / 摘要単位で免税事業者等からの課税仕入れを初期設定として登録しておくことができます。

4 仕訳入力 P.11



仕訳におけるインボイス登録番号の入力、免税事業者等からの課税仕入れの入力方法等を確認します。

5 出力 P.13



インボイス対応で変更のあった帳票をご紹介します。

6 消費税申告書 P.15



申告書付表にも今回の改正で様式改訂が行われています。

7 原票会計 S P.17



インボイスの保存・管理に便利な原票会計 Sをご紹介します。

1 章

適格請求書等保存方式の概要

適格請求書

令和5年10月1日から適格請求書等保存方式が始まります。

現行の区分記載請求書等保存方式から請求書の記載事項がどのように変わるのか確認します。

- 【記載事項】**
- 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
 - 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、**適格簡易請求書**を交付することができます。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び 登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び 適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事(株)
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円

××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び 登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*又は 適用税率

スーパー○○
東京都…
登録番号 T 123456...

XX年11月30日

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550

内消費税額 ¥24
内消費税額 50

お預り ¥1,000
お釣 ¥126

* 軽減税率対象

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

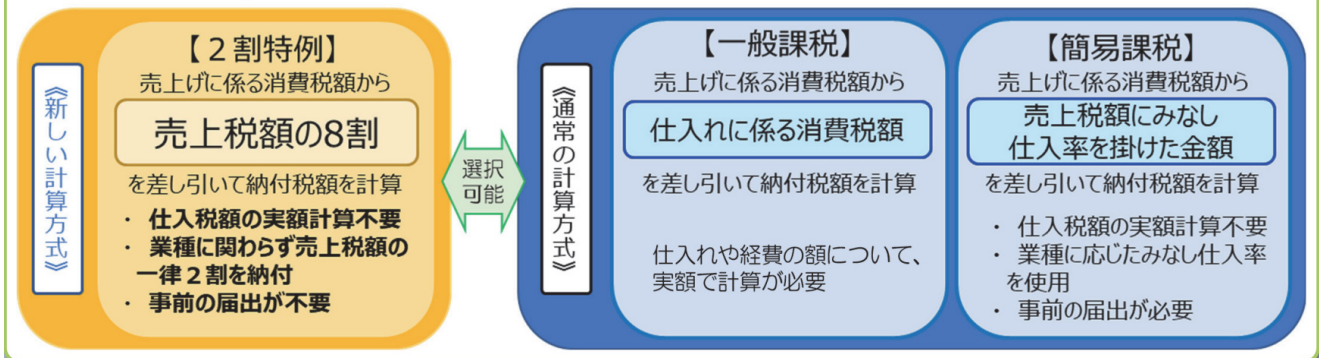
※ ⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなります。

交付した適格請求書等の写しについては保存の義務があります。そのため、課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、納税地又はその取引に係る事務所等に保存しなければなりません。

交付した適格請求書等とは、交付した書類そのもののコピーに限らず、その記載事項が確認できる程度の記載がされているもの（レジのジャーナル、一覧表、明細書など）であっても差し支えありません。

2 割特例

計算イメージ



インボイス制度を機に免税事業者から適格請求書発行事業者として課税事業者になった場合には、仕入税額控除の金額を売上税額の8割に相当する金額として計算し、残り2割を納付額とすることができます。イメージとしては簡易課税の第2種事業のみの場合と同様の計算式となります。

この2割特例は、原則課税の場合だけでなく、簡易課税の場合でも選択することが可能です。

2割特例を適用できる期間は令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間です。インボイス制度を機に課税事業者とならないケース（資本金1千万円以上の新設法人などの他の理由で課税事業者となるケース）は、この2割特例の対象外となります。詳しい条件についてはインボイスQ&A問112及び問113の2割特例の適用ができない課税期間をご確認ください。

少額特例

少額（税込1万円未満）の課税仕入れについては、適格請求書の保存がなくても一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能です。

この少額特例は、基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者が、適用対象となります。（特定期間における課税売上高については、納税義務の判定と異なり、課税売上高に代えて給与支払額の合計額による判定はできません）

令和5年10月1日から令和11年9月30日までの期間が適用対象期間となります。

少額の税込1万円未満の課税仕入れに該当するかどうかは、一回の取引の課税仕入れに係る税込金額が1万円未満かどうかで判定するため、一商品ごとの金額による判定するものではありません。

少額な返還インボイスの交付義務免除

適格請求書発行事業者が国内で行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引きなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合には、返還インボイスの交付義務がありますが、その金額が税込1万円未満である場合には返還インボイスの交付義務が免除されます。

この少額な返還インボイスの交付義務免除については、すべての事業者が対象となります。

具体例のような売手が負担する振込手数料がある場合には売上値引きとすることで交付義務が免除されます。

具体例

売手が負担する振込手数料相当額を売上値引きとして処理している場合



➡ 値引き等が1万円未満である場合、返還インボイスの交付が不要

仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (インボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書(インボイス)等の保存

ここが変わります

現行においては、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入れ税額控除が認められる旨が規定されていますが、適格請求書等保存方式の開始後はこれらの規定は廃止されます。

(一定規模以下の事業者は税込1万円未満の課税仕入れについて少額特例を受けることができます)

そのため、仕入税額控除を行うためには適格請求書の保存が基本的に必要となります。

適格請求書等の交付を受けることが困難な取引に関しては、帳簿のみの記載でも認められますが、これは限定列挙されているものに限られます。

免税事業者や消費者などの適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、適格請求書がないため、原則として仕入税額控除を受けることができませんが、経過措置により仕入税額控除が可能です。(詳しくは次ページ)

期の途中で課税事業者となるケース

【例】個人事業者や12月決算の法人が、令和5年10月1日から登録を受ける場合

令和4年12月期	令和5年12月期		令和6年12月期
	登録申請手続の期限 (原則として令和5年3月31日)	登録日 (令和5年10月1日)	登録日以降は課税事業者となるため 消費税の申告が必要
免税事業者	免税事業者	適格請求書発行事業者 (課税事業者)	適格請求書発行事業者 (課税事業者)

免税事業者が適格請求書発行事業者として登録を受けた場合には、その登録を受けた日から課税事業者となります。そのため一つの事業期間の途中で、免税事業者 課税事業者となるケースがあります。

このケースに対応するために、新規会社登録・修正・削除の消費税情報タブで、課税事業者となった日付を入力することができるようになります。

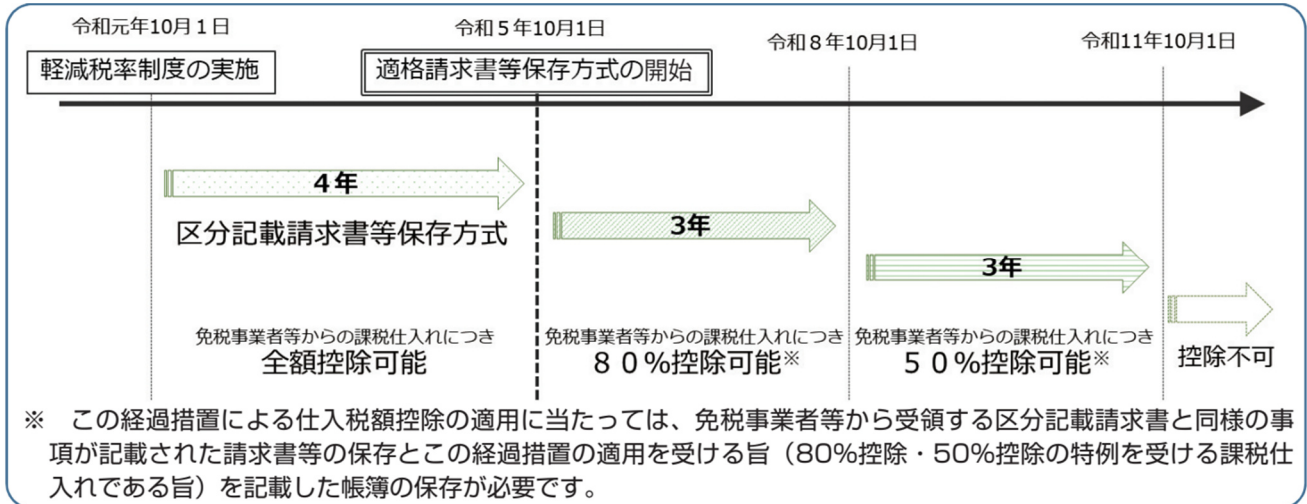
<input checked="" type="checkbox"/> 課税事業者となった日付を登録する	
課税開始日	令和 5年10月 1日

～ 適格請求書発行事業者の登録申請書の登録日の参考情報 ～

令和5年10月1日から登録を受けたい場合は、経過措置により令和5年9月30日までに登録申請書を提出することで令和5年10月1日から登録を受けることが可能です。インボイスQ&A問7をご確認ください。令和5年10月1日以後に登録を受ける場合には、経過措置により登録申請書に登録希望日(提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日)を記載することで、その登録希望日から登録を受けることが可能です。詳しくはインボイスQ&A問8をご確認ください。

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

- 適格請求書等保存方式の開始後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」といいます。）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



仕訳で「免税事業者等からの課税仕入れ」を選択すると、元帳に「免80」「免50」の表示が出るようになっており、この経過措置の適用を受ける旨の帳簿の保存要件を満たすようになっています。

5年 月日	(相手科目名)	摘要	借方金額	貸方金額
10. 1	仕入高1	内10		110,000
	仕入高2	内10 免80		110,000



免税事業者等から課税仕入れの税抜処理の注意点

経過措置により仕入税額控除が認められる80%相当額については、法人税や所得税法において仮払消費税として処理することが可能ですが、残りの20%相当額については、法人税や所得税法において仮払消費税として処理することができません。

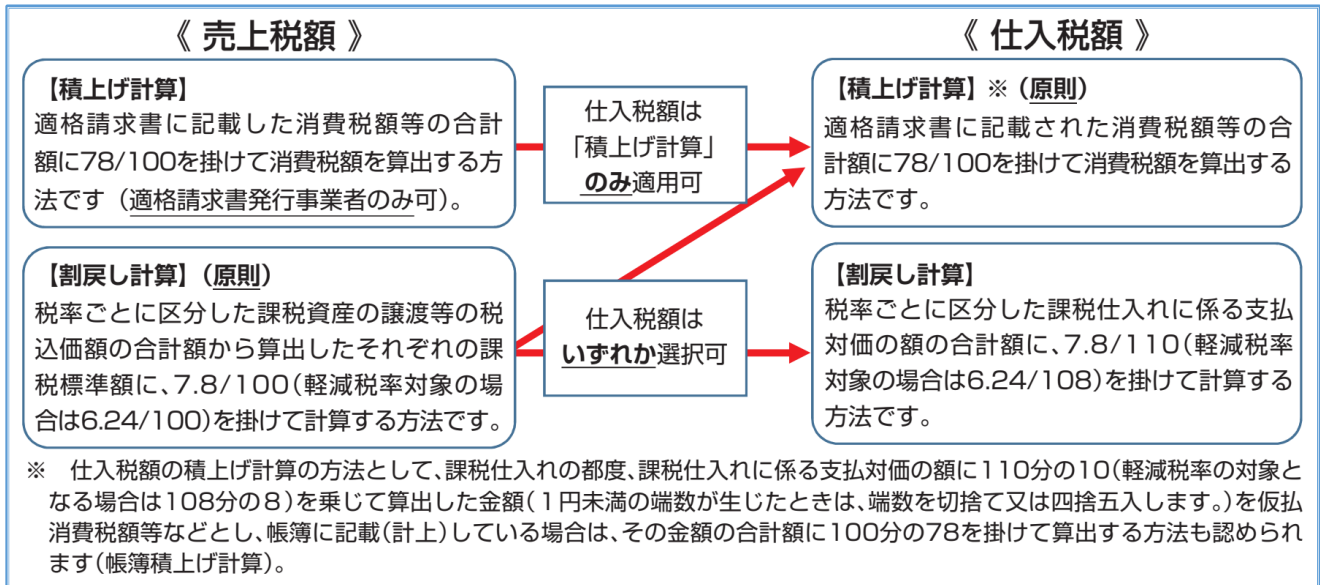
そのため、免税事業者等からの課税仕入れの消費税のすべてを仮払消費税として処理すると、棚卸資産や固定資産については税務調整が必要となるケースがあるのでご注意ください。

ICSではそのような税務調整が起きないように、税込金額からの税抜処理の際に80%相当額のみを仮払消費税として処理し、残りの20%相当額についてはそのまま税抜きせずに当該科目に残すようにしています。

具体例として同じ税込110,000円の税抜処理についてですが、以下のように処理されます。

5年 月日	(相手科目名)	摘要	借方金額	貸方金額
10. 1	仕入高1	内10		100,000
	仮払消費税等	10		10,000
	仕入高2	内10 免80		102,000
	仮払消費税等	10 免80		8,000

令和5年10月1日以降の税額計算



今までは、売上税額と仕入税額ともに割戻し計算が原則で、積上げ計算は特例という単純なものでした。令和5年10月1日からは、上の図のように仕入税額は積上げ計算が原則になり、少し煩雑になります。

この税額計算に対応するため新規会社登録修正削除の消費税情報タブに税額計算という項目が増えます。

税額計算	売 上	割戻し計算	▼	詳細設定
	仕 入	積上げ計算	▼	詳細設定

令和5年10月1日以降はこの税額計算の設定を元にして、消費税の計算が行われます。右側の詳細設定ボタンにより、期の途中で税額計算を変更するようなケースについて設定可能です。

令和5年10月1日をまたぐような事業期間においては、10月1日以降は「税額計算」の設定を元にして計算が行われ、9月30日以前は消費税申告書の業務にある「積上げ計算を行う」のチェックの有無を元にして消費税の計算が行われます。またぐ事業期間については新旧の設定が混在するためご注意ください。

一括税抜き処理（月単位/決算月/決修月）の経理処理についても令和5年10月1日以降は、「税額計算」を元にして、割戻し計算で税抜きするのか、積上げ計算で税抜きするのかが決まります。そのため一括税抜き処理の経理処理と消費税の計算の両方に「税額計算」の設定が反映する仕組みとなっています。



積上げ計算の種類

・請求書等積上げ計算

適格請求書に記載された消費税額等を一つ一つ積み上げて計算する方法です。そのため適格請求書単位ではない単位で仕訳を入力する場合には、自動計算された税額と異なる場合が多いため、正しい税額に直接訂正する必要があります。

・帳簿積上げ計算

上の図の 印に記載された内容の方法です。適格請求書単位ではなく帳簿に記載した単位で積上げすることも認められます。今までの積上げ計算に近い方法となりますが、端数処理は切捨てか四捨五入のみとなります。この課税仕入れの都度というのは、一定期間をまとめた単位、納品書単位、合理的な基準により計上した単位でも差支えないとされています。詳しくはインボイス Q&A 問 123 をご確認ください。

1章における ICS の画面以外の画像については、国税庁のパンフレット・リーフレットから引用しています。

出典：国税庁 HP (https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm)

2章

新規会社登録・修正・削除

インボイス対応に伴い、会社登録の消費税情報を確認・設定します。

1 課税期間設定

適格請求書発行事業者の登録により事業期間の途中から課税事業者になった場合の設定をご紹介します。

① 消費税情報タブより、「課税開始日設定」をクリックします。

「課税事業者となった日付を登録する」にチェックを付け、課税開始日を入力します。
この指定日以降の仕訳から消費税を集計します。

補足 日付の入力
課税開始日は、和暦 6 桁入力 / 月日 4 桁入力
いずれも有効です。

2 経理方式・税額計算

① 売上・仕入の税額計算方法を選択します。(参照 P.5)
令和 5 年 10 月 1 日以降の消費税の計算はこの設定を元に行います。

事業期間の中で、税額計算を途中で変更する必要がある場合には「詳細設定」ボタンから期間ごとに税額計算の設定をすることもできます。

No.	期 間	税 額 計 算
1	10.01 ~	03.31 割戻し計算
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		

重要 経理処理設定と税額計算の違いは？
 令和5年10月1日以降の仕訳の消費税計算は、「税額計算」の設定で行います。
 逆に「経理処理設定」での設定は9月30日以前の仕訳に対する設定になります。

また決算期間の期首が令和5年10月1日以降の場合、「経理処理設定」での「一括税抜き方式」の設定自体が非表示になります。

割戻し計算の場合の各務系における部門・枝番の扱い			
科目別集計	<input checked="" type="checkbox"/> 部門別に集計	<input checked="" type="checkbox"/> 枝番別に集計	
得意先別集計	<input checked="" type="checkbox"/> 部門別に集計	<input checked="" type="checkbox"/> 枝番別に集計	
部門別得意先別集計	<input checked="" type="checkbox"/> 部門別に集計	<input checked="" type="checkbox"/> 枝番別に集計	
部門別得意先別集計	<input checked="" type="checkbox"/> 部門別に集計	<input checked="" type="checkbox"/> 枝番別に集計	

課税方式	原則課税	課税開始日設定	
経理方式	一括税抜き処理(月単位)	経理処理設定	
税額計算	売上	割戻し計算	詳細設定
	仕入	積上げ計算	詳細設定
税入力方式	売上	内税方式	
	資産	内税方式	
	経費	内税方式	
	仕入	内税方式	
仕入税額 按分法	比例配分		
インボイス登録番号の表示	表示する		
端数処理	売上	切捨て	消費税区分集計
	仕入	切捨て	部門
元帳表記	通常表記	仮受・仮払消費税/枝番	振り行
課税方式別の税額比較処理	行う	固定資産売却益/枝番	振り行

3 インボイス登録番号の表示

① インボイス登録番号の表示で、「表示する」を選択することで後述する仕訳や科目、摘要等にインボイス登録番号の入力ができるようになります。

ポイント 表示する / しない
 インボイス登録番号は帳簿の記載要件には該当しないため、表示しないことも可能です。
 表示する場合は、入力したインボイス登録番号が公表サイトに登録されている番号なのかどうか検証することができます。

課税方式	原則課税	課税開始日設定
経理方式	一括税抜き処理(月単位)	
税額計算	売上	割戻し計算
	仕入	積上げ計算
税入力方式	売上	内税方式
	資産	内税方式
	経費	内税方式
	仕入	内税方式
仕入税額 按分法	比例配分	
① インボイス登録番号の表示	表示する	
端数処理	売上	切捨て
	仕入	切捨て

3 章

科目設定・摘要登録

科目 / 枝番 / 摘要単位で免税事業者等からの課税仕入れを初期設定として登録しておくことができます。

1 科目設定・変更

科目に対して免税事業者等からの課税仕入れを初期値として登録できます。

- 1 科目設定 科目設定・変更タブより該当科目の「免税」欄を○に変更します。

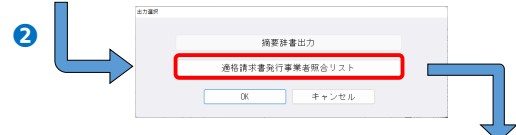
科目設定	残高登録	分析登録	摘要登録							
科目名の変更 科目設定・変更 科目設定・変更 出力用特殊名称										
科目消費税区分を設定する <input type="checkbox"/> 入力区分一括変更 <input type="checkbox"/> 科目検索 <input type="text"/> 入力表示科目の設定 <input type="checkbox"/>										
番号	属性	科目名称	力子	コード	摘要	理取区分	税率	標準	入力区分	免税
178	土地	詳細仕入	1	0400	---	---	---	---	---	---
179	株式	引当金	1	0401	---	---	---	---	---	---
180	新	式	1	0402	---	---	---	---	---	---
181	売上	売上	1	0511	4	課税	---	10.0	標準(内)	---
182	売上	売上	1	0512	4	課税	---	10.0	標準(内)	---
183	売上	売上	1	0513	4	課税	---	10.0	標準(内)	---
184	売上	売上	1	0514	4	課税	---	10.0	標準(内)	---
185	売上	売上	1	0515	4	課税	---	10.0	標準(内)	---
186	売上	売上	1	0516	4	課税	---	10.0	標準(内)	---
187	売上	売上	1	0517	4	課税	---	10.0	標準(内)	---
188	売上	売上	1	0518	4	課税	---	10.0	標準(内)	---
189	売上	売上	1	0519	4	課税	---	10.0	標準(内)	---
190	売上	売上	1	0520	4	課税	---	10.0	標準(内)	---
191	売上	売上	1	0521	4	課税	---	10.0	標準(内)	---
192	売上	売上	1	0522	4	課税	---	10.0	標準(内)	---
193	期	商品	1	0601	---	基本	---	---	---	---
194	仕入	仕入	1	0612	24	課税	---	10.0	標準(内)	○
195	仕入	仕入	1	0613	24	課税	---	10.0	標準(内)	---
196	仕入	仕入	1	0614	24	課税	---	10.0	標準(内)	---
197	仕入	仕入	1	0615	24	課税	---	10.0	標準(内)	---
198	仕入	仕入	1	0616	24	課税	---	10.0	標準(内)	---
199	仕入	仕入	1	0617	24	課税	---	10.0	標準(内)	---
200	仕入	仕入	1	0618	24	課税	---	10.0	標準(内)	---
201	仕入	仕入	1	0619	24	課税	---	10.0	標準(内)	---
202	仕入	仕入	1	0620	24	課税	---	10.0	標準(内)	---
203	仕入	仕入	1	0621	24	課税	---	10.0	標準(内)	---
204	仕入	仕入	1	0622	24	課税	---	10.0	標準(内)	---
205	仕入	仕入	1	0623	24	課税	---	10.0	標準(内)	---
206	仕入	仕入	1	0624	24	課税	---	10.0	標準(内)	---
207	期	商品	1	0625	---	基本	---	---	---	---
208	経費	役員	1	0711	6	不課税	---	---	---	---
209	経費	役員	1	0712	6	不課税	---	---	---	---
210	経費	役員	1	0713	6	不課税	---	---	---	---
211	経費	役員	1	0714	6	不課税	---	---	---	---

2 摘要登録

- 1 摘要に対してインボイス登録番号・免税事業者等からの課税仕入れ区分を設定可能です。仕訳入力時に該当の摘要を指定することで反映されます。

科目設定	残高登録	分析登録	摘要登録					
現在登録数: 301 <input type="checkbox"/> 摘要に自動仕訳の科目を設定する <input type="checkbox"/> 電話番号を設定する <input type="checkbox"/> 印刷済/CSV摘要を設定する <input type="checkbox"/>								
番号	摘要名称	力子	消費税	登録番号	免税	借方科目	貸方科目	登録行
278	佐々生命	314				保	保	料
279	西武生命	314				保	保	料
280	第一生命	314				保	保	料
281	損害ジャパン日本興産	314				保	保	料
282	日本生命	314				保	保	料
298	埼玉りそな銀行	319				当座	預金	1
299	A商店	319			○	当座	預金	1
300	株式会社B	319		T9111111111111				
301	C商事	319		T6120001025986				

F4 プレビュー / F5 印刷から「適格請求書発行事業者照合リスト」が出力可能です。
 入力した登録番号が有効なものかどうかは、適格請求書発行事業者公表システムの Web API 機能を利用した自動判定により○×で表記されます。



※ 適格請求書発行事業者照合リスト ※

会社名: 「00000101」 日本 I C S 株式会社				p. 1	
番号	摘要名称	50音	消費税	登録番号	有効・無効
300	株式会社B	カブシ		T9111111111111	×
301	C商事	ショウシ		T6120001025986	○

3 枝番残高登録

枝番に対して免税事業者等からの課税仕入れを初期値として登録できます。

- 1 残高登録 枝番残高登録にて該当科目の枝番を呼び出し、「免税」欄を○に変更します。

枝番とインボイス登録番号を紐づける場合には、「摘要」欄にインボイス登録番号を設定した摘要の番号を入力して、摘要と枝番を紐づけます。(免税事業者等からの課税仕入れの設定になっている摘要も同様に紐づけ可能です。)

科目設定		残高登録	分析登録	摘要登録			
残高登録 / 枝番残高登録							
当期		閉					
仕入 高 2 (0551)		☑ 枝番消費税区分を設定する					
枝番	摘要	枝番名称	月次	課税区分	税率	免税	借方金額
0001	299	商店	29分	課税	10%	○	0
0002		株式会社B	87分	課税	10%		0

MEMO

4 章 仕訳入力

仕訳におけるインボイス登録番号の入力、免税事業者等からの課税仕入れの入力方法等を確認します。

番号	日付	部門	借方	貸方	金額	税額	消費税	変率	付箋
1	10.01		仕入高 1	現金	1,100,000	100,000	内10%		
2	10.01		現金	売上高					
6	10.01		支払手数料	現金	5,500	500	内5%		
9	10.01		仕入高 1	現金	1,100,000	80,000	内8%		

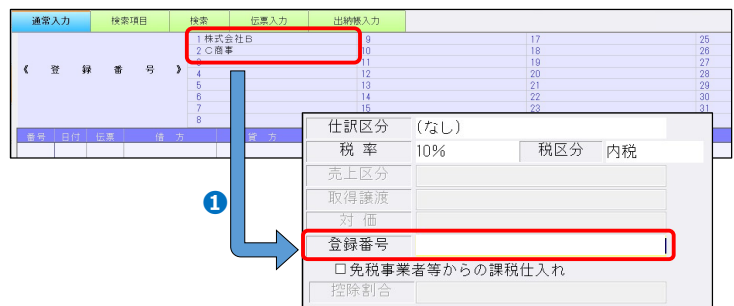
1 消費税欄

1 登録番号

Tを除いた13桁の数字で入力します。画面上部に登録番号が入っている摘要辞書の一覧を表示しますので、その中から選択することで予め登録した登録番号を呼び出すこともできます。

免税事業者等からの課税仕入れ該当する場合にチェックを付けます。マウスクリックの他、キーボードのスペースキー、「1」キーでも選択できます。消費税欄に「免80」と表示し、税額欄には消費税額の80%相当額で計算します。(R5.10.1以降の日付の仕訳のみ)

また、科目/枝番/摘要のいずれかに免税事業者等からの課税仕入れの区分を付けている場合は、該当のものを選択した時点で自動的にチェックが付きます。



番号	日付	部門	借方	貸方	金額	税額	消費税	変率	付箋
1	10.01		仕入高 1	現金	1,100,000	80,000	内8%		
2	10.01		現金	売上高					
6	10.01		支払手数料	現金	5,500	500	内5%		

2 F4 入力設定

1 「税額修正を可能にする」にチェックを付けると、仕訳の税額欄を直接修正できるようになります。請求書等積上げ計算の時などにご活用ください。(参照 P.5)

「消費税欄を毎回確認する」にチェックを付けると、金額入力欄から Enter で送る際に毎回消費税欄にカーソルが止まるようになります。



3 仕訳区分

支払手数料などの経費科目で、「売上返還」の区分を指定することができるようになりました。
 売手が負担する振込手数料などの少額インボイス交付義務免除に対する改良です。(参照 P.2)

仮払消費税等に個別対応の仕入区分、仮受消費税等に簡易課税の業種区分を設定できるようになりました。

その他いくつかの区分が選択できるようになっています。これにより消費税関係を正確に入力できるようになりました。

番号	日付	部門	借方	貸方	金額	内税	外税	備考
14	10.01		支払手数料	現金	5,500	50		
		伝票	摘要					

2 <仮払消費税等>

1 (なし)	9 仕入割引	17 消費税精算	25
2 売上	10 備前調整加算額	18	26
3 貸倒回収	11	19	27 売上返還
4 貸倒損失	12	20 輸入消費税(国税)	28
5 輸入仕入	13 販売奨励金収入	21 輸入消費税(地方税)	29
6	14	22 輸入消費税(国地合算)	30
7	15 仕入	23	31
8 売上割引	16 経費	24 資産取得	32

<仮受消費税等>

1 (なし)	9	17 消費税精算	25 資産譲渡
2 売上	10	18	26 売上返還
3 貸倒回収	11	19	27
4 貸倒損失	12 販売奨励金費用	20	28
5	13	21	29
6	14	22	30
7	15	23	31
8 売上割引	16	24	32



~その他の変更点~

・OCR による伝票読取

以下の記号を記載すると、読み取った際に免税事業者等からの課税仕入れと認識します。

M：免税事業者等からの課税仕入れ

N：免税事業者等からの課税仕入れ + 軽減税率 8%

相手科目	校番	摘要	入金	出金
仕入高	5504	株式会社ABC		5500.00
前払金	7286	新宿工具店 免税事業者	M	2200.00
支払金	7278	蒲田フルーツ		1650.00
仕入高	5504	品川商会		4400.00
支払金	7278	割烹 ふくや		3300.00
支払金	7278	大森洋菓子 免税事業者	N	2160.00

- 摘要枠内の < を読取る
- 摘要枠内の 3 を読取る
- 摘要枠内の 5 を読取る
- 摘要枠内の E・8・T を読取る
- 摘要枠内の M・N を読取る
- 区分欄の - を読取る
- コクヨ伝票の消費税区分を読取る
- コクヨ伝票の校番コードを読取る
- 摘要複写を行う

・表形式データ取込

インボイス対応マスターでは、表形式フォーマット作成で「免税事業者等」「インボイス登録番号」の列が追加されます。(db 仕訳形式・db 出納帳形式・db 振替伝票形式のみ)

免税事業者等からの課税仕入れに該当する場合は「1」を入力すると日付から 80%か 50%か自動判定します。登録番号は T+13 桁の数字を入力することで取り込むことができます。(数字のみの入力でも取込可能ですが、Excel の仕様上、意図せず置き換わってしまうため推奨しません。)

	AF	AG	AH	AI	AJ
日付	付箋番号	付箋コメント	免税事業者等	インボイス登録番号	

・定型仕訳

定型仕訳にもインボイス登録番号・免税事業者等からの課税仕入れの区分を設定することが可能です。

・パソコン変換

各社ソフトでの免税事業者等からの課税仕入れ区分の変換に対応しました。

・建設マスター

未成工事支出金で仕訳区分「完成時振替」を選択している場合に、免税事業者等からの課税仕入れ区分が設定可能になりました。原価振替すると免税事業者等からの課税仕入れの区分がついた仕訳が出来ます。

インボイス対応で変更のあった帳票をご紹介します

1 総勘定元帳

免税事業者等からの課税仕入れの場合、摘要欄に「免80」と表示します。

F7 出力書式にて消費税区分を「出力しない」に設定すると、上記「免80」の表示もなくなります。

経過措置の適用を受けるためには、免税事業者等からの課税仕入れと分かるように帳簿に記載する必要があります。「出力しない」に設定している場合には、帳簿の保存要件を満たさなくなる可能性がありますのでご注意ください。

5年 月 日	(相手科目名)	摘要	借方金額	貸方金額	差引残高
10. 1	現金	内10	1,100,000		
	現金	内10 納税	1,100,000		2,200,000
10. 31	仮払消費税等一括税	内10 免80		100,000	
	仮払消費税等一括税	内10 免80		80,000	2,020,000
		-10	2,200,000	180,000	2,020,000
		-10免80			

元帳書式の変更

書式1 書式2 書式3 情報

月計出力後の行あけ
 月替り時の累計出力
 科目コードにチェックディジットを付加する

基本科目名称の出力 : 通常
 月計時の日付出力 : なし
 翌期繰越行の日付出力 : なし
 前/翌月繰越行の日付出力 : なし
 補助元帳での出力順 : 科目-枝番
 補助元帳での枝番 : 枝番コード+枝番名称

摘要欄から枝番名称に相当する文字列を除外
 消費税区分 : 出力する
 課税科目は、内・外を表記しない
 基本科目は消費税区分を除外しない

2 チェックリスト

「インボイス登録番号を出力する」設定が追加されました。チェックを付けると摘要下部に登録番号を表示します。(1行出力時を除く)

上記の設定は、用紙サイズで「A4 用紙・横」「B4 用紙・横」のいずれかを選択した場合のみ有効になります。

設定情報 表示画面

ユーザー一覧: 全ユーザー

用紙サイズ: A4 用紙・横

指定方法: 日付範囲 (日付順)

日付範囲: 4/9/2023 ~ 4/10/2023

インボイス登録番号を出力する

履歴番号を出力する

インボイス登録番号を出力する

000101] 日本ICS株式会社	日付	借方科目	貸方科目	金額	消費税	摘要
110. 1	現金	売上高1		5,500,000	(500,000)	
2	仕入高1	現金		1,100,000	(100,000)	
13	仕入高1	現金		1,100,000	(80,000)	19120001025986

適格請求書発行事業者チェックリスト仕訳に登録済みのインボイス登録番号が有効なものかどうか、Web API 機能を利用して確認することが可能です。適格請求書発行事業者公表システムに登録されている「氏名又は名称」も同時に確認できます。

設定情報 表示画面

ユーザー一覧: 全ユーザー

用紙サイズ: A4 用紙・横

指定方法: 登録番号順に並び替えて出力する

登録番号順に並び替えて出力する

消費税区分を出力しない

1行出力

適格請求書発行事業者チェックリスト

登録番号順に並び替えて出力する

00000101] 日本ICS株式会社	インボイス登録番号	氏名又は名称	仕訳日付	仕訳帳簿	有効・無効
11	71120001056701	ICSサプライ株式会社	10. 4	トナー	○
12	71120001056701	ICSサプライ株式会社	10. 5	A4用紙	○
6	76120001025986	日本ICS株式会社	10. 1		○
8	76120001025986	日本ICS株式会社	10. 3		○
9	79111111111111		10. 2		×
10	79111111111111		10. 2		×

3

消費税額試算表・消費税額集計表

1 消費税額試算表

免税事業者等からの課税仕入れの項目を追加しました。「免80」と表記します。

消費税額集計表

免税事業者等からの課税仕入れについては、「経過措置適用課税仕入」など新しい項目で表記し集計します。

1 < 消費税額試算表 >

科目名称	損益計算書	対象取引	非課税取引	課税取引	消費税額等
売上高1	5,000,000			5,000,000	500,000
売上高	5,000,000			5,000,000	500,000
小計	5,000,000			5,000,000	500,000
(うち 10%)				5,000,000	500,000
売上合計	5,000,000			5,000,000	500,000
(うち 10%)				5,000,000	500,000
仕入高1	1,000,000			1,000,000	100,000
仕入高1 免80	1,020,000			1,020,000	80,000
売上原価	2,020,000			2,020,000	180,000
小計	2,020,000			2,020,000	180,000
(うち 10%)				1,000,000	100,000
(うち 10%免80)				1,020,000	80,000
仕入合計	2,020,000			2,020,000	180,000
(うち 10%)				1,000,000	100,000
(うち 10%免80)				1,020,000	80,000
消費税額				1,020,000	320,000

2 < 消費税額集計表 >

科目名称	税抜金額	消費税額等	合計(税込金額)	申告書の金額 消費税額
仕入高1	1,000,000	100,000	1,100,000	
【課税仕入】	1,000,000	100,000	1,100,000	78,000
(内 税 外 税)	1,000,000	100,000	1,100,000	
【課税仕入に係る支払対価】	1,000,000	100,000	1,100,000	78,000
(内 税 外 税)	1,000,000	100,000	1,100,000	
仕入高1	1,020,000	80,000	1,100,000	
【経過措置適用課税仕入】	1,020,000	80,000	1,100,000	82,400
(内 税 外 税)	1,020,000	80,000	1,100,000	
【経過措置適用課税仕入の返還】	1,020,000	80,000	1,100,000	
(内 税 外 税)	1,020,000	80,000	1,100,000	82,400
【経過措置適用課税仕入に係る支払対価】	1,020,000	80,000	1,100,000	82,400
(内 税 外 税)	1,020,000	80,000	1,100,000	
【輸入仕入】				
【備前加算額】				
【備前減算額】				
【繰越課税仕入】				

4

消費税額比較表

1 2割特例との比較ができるようになりました。

課税期間 / 出力期間の開始日が、令和5年10月1日以降の場合に選択可能です。

設定 表示

課税方式：原則課税・個別対応

課税項目指定

課税方式別の税額比較処理

他の課税方式との比較 する しない

税額控除との比較 する しない

2割特例との比較 する しない

税額控除(事業区分)

課税期間(2種類以上の場合)

出力結果の選択

税額計算の特例

ポイント 2割特例計算の要件

2割特例を適用できるのは、「インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった場合」です。課税期間に令和5年9月30日以前を含む場合は、これに該当しないため適用できません。(参照 P.2)

消費税額比較表

[00000101] 日本 I C S 株式会社

【課税方式：原則課税・個別対応】

自 5年 4月 1日 至 6年 3月 31日

*納付消費税額	全額控除	原則課税 個別対応方式	簡易課税 比例配分方式	簡易課税 卸売業(1種)	2割特例
課税標準額	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
消費税額	390,000	390,000	390,000	390,000	390,000
控除対象仕入税額					
控除過大調整税額					
貸倒回収に係る消費税額					
控除対象仕入税額	179,400	179,400	179,400	351,000	312,000
控除対象仕入に係る税額					
控除税額小計	179,400	179,400	179,400	351,000	312,000
控除不足還付税額					
差引税額	210,600	210,600	210,600	39,000	78,000
中間納付税額					
納付税額	210,600	210,600	210,600	39,000	78,000
中間納付還付税額					
地還付額					

6

章

消費税申告書

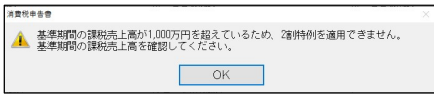
申告書付表にも今回の改正で様式改訂が行われています。

1 2割特例計算を使用する

①チェックを付けると、付表6が作成され税額計算が変更されます。(参照 P.2)

ポイント 2割特例計算の要件

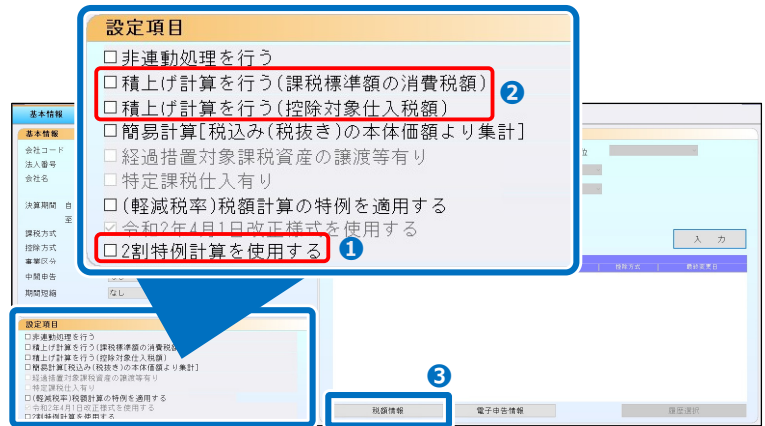
基準期間の課税売上高が1,000万円超の場合は適用できません。本表・付表画面への移行時に下記メッセージが表示された場合は、基準期間の課税売上高を確認してください。基準期間の課税売上高は「税額情報」ボタンより確認・修正が可能です。



積上げ計算を行うのチェックは、令和5年9月30日以前の消費税の集計に影響します。令和5年10月1日以降の消費税の集計は、「新規会社登録・修正・削除」の「税額計算」の設定に従います。(参照 P.7)

「税額情報」に「当課税期間」の行が追加され、当課税期間における課税売上高が確認できるようになりました。インボイス制度により、免税事業者から課税事業者となった場合は、免税事業者である期間における課税売上高も、当課税期間の課税売上高に含める必要があるため、仕訳から集計して表示されます。

「非運動処理を行う」場合でも申告書から集計して表示されますが、集計できないケースは手入力が可能になります。



基準期間		課税売上高	消費税額(国税)
前事業年度			
当課税期間		8,300,000	

申告区分	中間期間	消費税額	地方消費税額

2 付表 2 3

①免税事業者等からの課税仕入れ専用の項目が追加され、通常の課税仕入とは別で集計されるようになりました。

第4-(10)号様式
付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

項 目	課税期間 05.04.01~06.03.31		氏名又は名称 日本ICS株式会社	
	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合 計 C (A+B)	
課 税 売 上 額 (税 抜 き) ①		5,000,000	5,000,000	
免 税 売 上 額 ②				
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額 ③			※第一表の⑤欄へ	
課税資産の譲渡等の対価の額 (①+②+③) ④			5,000,000	
課税資産の譲渡等の対価の額 (④の金額) ⑤			5,000,000	
非 課 税 売 上 額 ⑥				
資産の譲渡等の対価の額 (⑤+⑥) ⑦			※第一表の⑤欄へ	
5,000,000			5,000,000	
課 税 売 上 割 合 (④/⑦) ⑧			〔 100.00%〕 ※第一表の⑤欄へ	
課税仕入れに係る支払対価の額(税込) ⑨			1,100,000	
課税仕入れに係る消費税額 ⑩			78,000	
① 運務請取兼旅行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る 仕入控除の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込) ⑪			1,100,000	
② 運務請取兼旅行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る 仕入控除により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額 ⑫			62,400	
特定課税仕入れに係る支払対価の額 ⑬				
特定課税仕入れに係る消費税額 ⑭			(⑬)×(税率)	

3 選付付表 2

取引先の登録番号欄が追加されています。Tを除いた13桁の数字を入力するか、カーソルを当てると登録番号が入っている摘要辞書の一覧を表示しますので、そこから選択することで登録番号を反映させることもできます。

3 課税仕入れに係る事項
(1) 仕入金額等の明細

区分	イ 流 算 額 [税込] [税抜]	ロ イのうち 課税仕入れに ならないもの	(イ-ロ) 課税仕入高
損 商品仕入高等 ①	45,820	1,000	44,820
益 販売費・一般管理費 ②	2,148	48	2,100
料 営業外費用 ③			
其 他 ④			
目 小 計 ⑤	47,768	1,048	48,720

(2) 主な棚卸資産・原材料等の取得 (取引金額が)

資産の等	取年月日等	取引金額等 [税込] [税抜]	取引先の登録番号	取引先名	取引先の住所(所在地) 住所検索(Hose)
			8120001025888		

登録番号一覧:
1 株式会社B 9
2 C商店 10
3 9 11
4 12
5 13
6 14
7 15
8 16

4 付表 6

基本情報タブで「2割特例計算を使用する」にチェックを付けた場合にできあがる新設様式です。
(準確定用の旧付表6は付表7に様式番号が変更されました)

2割特例を使用する場合、既存の付表23や13などは使わず、付表6と本表・課税標準額等の内訳書のみになります。

課税標準額に対する消費税額の80%分を控除対象仕入税額とみなして計算します。(参照 P.2)

第4-(13)号様式
付表6 税率別消費税額計算表
[小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用]

課税期間 05-04-01~06-03-31 氏名又は名称 日本ICS株式会社

I 課税標準額に対する消費税額及び控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

区 分	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
課税資産の譲渡等の対価の額 ①	※第二表の①欄へ	5,000,000	5,000,000
課税標準額 ②	0.00	5,000,000	5,000,000
課税標準額に対する消費税額 ③		390,000	390,000
貸倒回収に係る消費税額 ④			
売上対価の返還等に係る消費税額 ⑤			
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 (③+④-⑤) ⑥		390,000	390,000

II 控除対象仕入税額とみなされる特別控除税額

項 目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
特別控除税額 (⑥ × 80%) ⑦		312,000	312,000

III 貸倒れに係る税額

項 目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
貸倒れに係る税額 ⑧			



2割特例計算を適用、かつ旧税率での取引がある場合・・・

2割特例計算を適用し、かつ、旧税率での取引もある場合については付表6を使わずに、簡易課税の付表を使うこととなります。(原則課税であっても簡易課税の付表を使います。)

ICSシステムでは基本情報タブ 設定項目にて「2割特例計算を使用する」「経過措置対象課税資産の譲渡等有り」の両方がついていると様式が変わります。

インボイスの保存・管理に便利な原票会計 S をご紹介します。

スキャナ保存制度と電子取引制度の両方に対応

適格請求書等保存方式が始まると、交付した適格請求書の写しに保存義務があることと、仕入税額控除をするためには適格請求書が必要なことから、かなりの量の書類を保存する義務がでてきます。さらには電子取引についても、電子データではなく紙印刷で保存できた経過措置も令和 5 年 12 月 31 日で終わることから、令和 6 年 1 月 1 日以降は基本的に電子データとして保存する必要があります。原票会計 S は、スキャナ保存制度と電子取引制度の両方で JIIMA 認証を取得しているソフトですのでご安心してご利用いただけます。



1 新規会社登録・修正・削除

原票会計を行うための前準備を行います。

- 1 経理処理情報タブにて「原票イメージ保存」を行うに切り替えます。

会計基本情報 / 経理処理情報 / 消費税情報		
枝番入力	行 う	枝番入力設定
部門入力	行わない	
OCR処理	行わない	
1 原票イメージ保存	行 う	タイムスタンプの付与を保存要件とする
原票イメージ送信	行わない	
電子帳簿保存	行わない	
科目コード出力	行わない	
確定済み仕訳の修正	不 可	
比率計算時の端数処理	切捨て	
伝票番号の出力桁数	7桁	
証憑番号の使用	使用しない	
推定在庫	未使用	粗利益率設定

2 証憑/カード明細/通帳

- 1 OCR 処理 d b 原票会計 S タブ「1.証憑/カード明細/通帳【読取・編集・転記】」から入ります。

読み取る帳票の種類を選択します。「証憑」ではレシートや請求書等の読取を行うことができます。クレジットカードや通帳についても読み取ることが可能です。

接続したスキャナによるスキャン、またはあらかじめスキャンして保存した PDF や JPEG の画像ファイルから読み取ります。

The screenshot shows the main menu with '1. 証憑/カード明細/通帳' selected. A sub-menu '読取の種類' (Document Type) is open, showing '証憑' (Receipts), 'カード' (Cards), and '通帳' (Passbooks). A red box highlights the '証憑' option. Below, a detailed view of the '読取の種類' settings is shown, with a red box around the 'ファイル読取' (File Reading) option under the 'スキャナ' (Scanner) section.

3 編集・タイムスタンプ

日付や金額等、証憑から認識された内容を左側の仕訳データに転記します。AI 摘要によって科目については、過去の仕訳や文字列から自動判定します。

読み取った証憑よりインボイス登録番号を認識、転記します。適格請求書発行事業者公表システムの Web API を利用して有効な番号かどうかの判定も行います。

免税事業者等からの課税仕入れの場合、「免税事業者」欄にチェックを付けます。次回以降の読み取りでは電話番号・店名より判定し、自動的にチェックが付くようになっていきます。

①

②

③

借方科目	貸方科目	摘要	金額
仕入高 1	現金		330
仕入高 1	現金	野菜※	1,080

4 仕訳に紐づいた原票の確認

原票が紐づいた仕訳には SEQ 番号の左側に「📄」のアイコンが表示されます。

オン（水色の状態）にすると、選択した仕訳に紐づいている原票が表示されます。

①

②

④